省　令

○総務省令第百二十三号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十二号）の施行に伴い、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十六日

総務大臣　新藤　義孝

住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令

住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和六十年自治省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附　則

この省令は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十二号）の施行の日（平成二十六年一月三日）から施行する。

○総務省令第百二十四号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十四号）第三条及び国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）第四条の施行に伴い、特定独立行政法人の常勤職員数の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十六日

総務大臣　新藤　義孝

特定独立行政法人の常勤職員数の報告に関する省令の一部を改正する省令

特定独立行政法人の常勤職員数の報告に関する省令（平成十三年総務省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

別記様式備考の2中「週20時間」を「週19時間25分から週19時間35分までの範囲内の時間」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第二十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十六日

総務大臣　新藤　義孝

無線局免許手続規則の一部を改正する省令

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の三第1の注26中(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(6)　狭帯域デジタル通信方式の無線設備（変調方式が四分のπシフト四相位相変調、チャネル間隔が25kHz、時分割多元接続方式のものであつて、255MHzを超え275MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）を使用する陸上移動局及び携帯局のうち、陸上移動局相互間又は携帯局相互間の通信に用いられる周波数の選択が手動でのみ行われるもの（無線局の通信事項が防災行政事務に関する事項のものに限る。）にあつては、当該周波数の選択が手動でのみ行われる無線設備を使用している旨を記載すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省法務省令第一号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十二号）の施行に伴い、戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十六日

総務大臣　新藤　義孝

法務大臣　谷垣　禎一

戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令

戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和六十年法務省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附　則

この省令は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十二号）の施行日（平成二十六年一月三日）から施行する。

○総務省外務省令第三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四の規定に基づき、在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十六日

総務大臣　新藤　義孝

外務大臣　岸田　文雄

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令（平成十一年外務省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表中南米の項中

「

在ブラジル日本国大使	ブラジル連邦共和国（在クリチバ、在サンパウロ、在ベレン、在マナウス及び在リオデジャネイロの各日本国総領事の管轄区域を除く。）

」を、

「

在ブラジル日本国大使	ブラジル連邦共和国（在クリチバ、在サンパウロ、在マナウス及び在リオデジャネイロの各日本国総領事の管轄区域を除く。）
在ベレン日本国総領事	ブラジル連邦共和国（ピァウィ州、マラニョン州、パラー州及びアマパ州の区域に限る。）

」に改め、

「

在ベレン日本国総領事	在ブラジル日本国大使

」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）が公職選挙法又はこれに基づく命令の規定によりした送付その他の行為（以下「送付等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官がした送付等とみなし、この省令の施行前に公職選挙法又はこれに基づく命令の規定により同表の上欄に掲げる領事官に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）はそれぞれ同表の下欄に掲げる領事官に対してした申請等とみなす。

在ベレン日本国総領事	在ブラジル日本国大使

○農林水産省令第七十五号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十九条第二項及び第三十五条第二項の規定に基づき、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月二十六日

農林水産大臣　林　芳正

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三東北農政局の項管轄区域の欄中「八幡平市」を「八幡平市　滝沢市」に改める。

別表第七東北の項管轄区域の欄中「盛岡市」を「盛岡市　滝沢市」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。